

# 令和8年度港区会計年度任用職員（広報戦略支援員）

## 採用選考実施要領

令和8年3月2日

港区企画経営部

### 1 募集（採用予定）人員等

(1) 職 名：広報戦略支援員

(2) 募集人員：最大2名

(3) 任 期：採用の日から令和9年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保証するものではありません。

※勤務開始日については、勤務が可能となる希望日程等を伺った上で調整します（希望等がない場合は、原則令和8年5月7日を勤務開始日とします）。

### 2 募集職種

以下のいずれかの専門スキルを持つ SNS コンテンツクリエイターを最大2名採用します。写真撮影+動画編集、デザイン+ライティング、SNS 運用 × デザイン × 簡易動画編集など、複数領域を横断できる複合スキルをお持ちの方を特に歓迎します。

(1) デザイナー

(2) ライター

(3) 動画編集者

(4) SNS 運用・広報経験者

### 3 業務内容

SNS を中心に、自治体の広報制作物全般に携わり、住民にわかりやすく伝えるための情報発信を行います。主に SNS コンテンツの素材撮影や制作を中心に行っていただく他、職員へのアドバイスや広報制作物への専門的な知見から課題解決に取り組んでいただきます。

(1) SNS（Instagram / X / LINE / YouTube 等）投稿の企画、投稿画像や文章などのコンテンツ制作

(2) SNS 投稿用の素材撮影（カメラまたはスマートフォンでの撮影および簡易レタッチ、簡易的な動画の撮影・編集など）

(3) 広報紙、ホームページ、その他広報物（チラシ、ポスター、Web バナー等）のコンテンツ制作または記事作成及び添削

(4) 自身の専門領域に関する相談や広報物全般の品質向上のためのアドバイスや職員向け研修（マニュアルや指針、トーン&マナー、ガイドライン等）

(5) 職員、内部ディレクター、制作業者との打ち合わせ、情報整理、協働制作

### 4 求める人材像

- (1) 住民に情報を「正確かつわかりやすく」届ける姿勢のある人
- (2) 自治体や民間の SNS 運営や広報に関する業務や知識に精通している人
- (3) SNS に関する分析やマーケティング、コンサルティングの実績や知識を有している人
- (4) クリエイティブで行政・自治体の課題を解決したい人
- (5) 広報戦略支援員として役割を全うするため、積極的かつ真摯に、区民や区政と向き合える人
- (6) 民間で培った経験や知識を最大限に活かすとともに、行政が抱える課題や制約を理解しつつ、柔軟な思考で働ける人
- (7) 庁内各部署、内部のディレクター、外部の制作業者などチームで連携・協働できる人

## 5 応募資格

- (1) 下記のいずれか2つ以上のスキルや実績を持つこと。複数のスキルや実績をお持ちの方を歓迎します。

SNS 関連	Instagram、X、LINE、YouTube などのアカウントでフォロワー数1万人以上の運用経験
分析・マーケティング	SNS の各種アナリティクスを使用した数値分析や改善提案、または GA4 などを用いた Web の数値分析や改善提案
デザイン	Adobe Illustrator / Photoshop / InDesign いずれかの実務経験3年以上
動画編集	Premiere Pro / After Effects / DaVinci Resolve いずれかの実務経験3年以上
ライティング	SNS 投稿文章の作成や Web 記事の原稿作成などの実務経験3年以上
ディレクション	SNS コンテンツの制作進行、スケジュールリング、企画立案、スタッフとの折衝などディレクションの実務経験3年以上

- (2) 歓迎スキル

- ・行政/自治体でのコンテンツ制作の経験
- ・行政/自治体/企業などでの広報の経験
- ・SNS のショート動画の制作経験（リールやショートなどの縦動画の企画や編集）
- ・SNS 広告や Web 広告に関する知識や企画・出稿等の実務経験
- ・ブランドガイドラインの策定
- ・写真+動画+デザインなど“複合スキル”がある方（大歓迎）
- ・広報誌やチラシ、冊子などの紙媒体のデザインや編集経験
- ・企業や自治体などへの情報発信やクリエイティブ制作に関する研修や講師経験

- (3) 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな

くなるまでの者

- ・港区職員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 勤務条件

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩時間：正午～午後1時） ※ 公務のため必要がある場合は超過勤務となる場合あり
勤務日数	週2日（曜日は固定）
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの日。）
休暇	年次有給休暇、慶弔休暇、育児・介護のための休暇・休業等があります（付与・取得要件あり）。
勤務場所	港区役所（テレワーク可）
給与等	月額 244,830 円（地域手当相当分を含む） 通勤費相当分を別途支給（上限 150,000 円/月） 期末勤勉手当（ボーナス・賞与）の支給（支給要件あり） ※ 特別区人事委員会勧告等の状況により、報酬額が増減する場合があります。
社会保険等	加入なし
兼業	兼業可
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。地方公務員上の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度任用の可能性あり ※業務内容により職の必要がなくなった場合は、その限りではありません。

※週1日勤務を希望する場合の勤務条件については別途相談可。

## 7 応募について

### (1) 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月20日（金）まで

### (2) 応募方法

応募フォームから応募してください。

※顔写真データ（縦4cm×横3cm）を事前にご用意ください。

### (3) 応募書類

ア 港区会計年度任用職員採用選考申込書

イ 提案式課題（別紙）

ウ ポートフォリオ（任意）

※いずれも応募フォームに添付してください。

## 8 選考方法

### (1) 選考の内容

- ① 第一次選考：書類審査
- ② 第二次選考：口述（面接）試験

### (2) 第二次選考の日程及び場所

- ① 日程 令和8年4月6日（月）～10日（金）の指定する日（予定）
- ② 場所 港区芝公園 1-5-25 港区役所本庁舎

### (3) 合格発表

- ① 第一次選考：令和8年3月27日（金）（予定）
- ② 第二次選考：令和8年4月中旬（予定）

※ 第一次選考、第二次選考ともにメールで合否を通知します。

※合否の理由に関する問い合わせには応じません。

## 9 選考に関する問合せ先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区企画経営部区長室広報係

電話：03（3578）2036（直通）

E - mail：kuminkoho@city.minato.tokyo.jp